

これまで、えん罪であることが再審ではっきり分かった事件や、日弁連が綿密に調査した結果、えん罪であると考え、再審を支援している事件には、以下のようなものがあります。中には、死刑や無期徒刑という深刻な事件で、半世紀にもわたって無実を訴え続けているケースもあります。こんなことが、いつまでも続いて良いのでしょうか？

●最近5年間(2007～2012年)に無罪が分かり、確定した事例

事件名	発生	原判決	無罪確定
東電OL殺人事件	1997年	無期懲役	2012年
ネパール人のゴビンダ・マイナリ氏が一審無罪のあと逆転有罪が確定し、15年を経てDNA鑑定で再審無罪となった。			
布川事件	1967年	無期懲役	2011年
2人の青年が強盗殺人で逮捕され、嘘の自白で有罪が確定した。検察が隠していた目撃証言などで再審無罪となった。			
足利事件	1990年	無期懲役	2010年
幼女殺害事件で、無関係の管家さんに自白を強要して有罪が確定。再審のDNA鑑定で、犯人は別人と判明した。			
厚労省元局長事件	2009年	無罪	2010年
一審無罪判決直後に、証拠のフロッピーディスクを検察官が改ざんしていたことが発覚。無罪が確定。			
氷見事件	2002年	懲役3年	2007年
連続強姦事件で、無実の人を逮捕。虚偽自白に追い込んで有罪が確定、服役。真犯人の出現で検察が再審請求し、無罪に。			
志布志事件	2003年	無罪	2007年
虚構の選挙違反事件がでっち上げられ「踏み字」などの拷問や、長時間の取調べが行われ、多くの人が嘘の自白に追い込まれた。			

●死刑えん罪事件

死刑が確定した後、再審で無罪が判明した事例。裁判が正されなかったら、処刑されていたかも知れません。また、死刑確定から再審開始まで、免田事件は28年、財田川事件は24年、松山事件は19年、島田事件では26年の間、無実の人が、いつ死刑執行されるか分からない恐怖の日々を味わったのです。

免田事件	(1948年発生・1983年無罪)
財田川事件 <small>さいたがわ</small>	(1950年発生・1984年無罪)
松山事件	(1955年発生・1984年無罪)
島田事件	(1954年発生・1989年無罪)

●日弁連がえん罪と認め、支援している再審

事件発生順

名張毒ぶどう酒事件 (1961年発生・死刑)
袴田事件 (1966年発生・死刑)
マルヨ無線事件 (1966年発生・死刑)
大崎事件 (1979年発生・懲役10年)
日野町事件 (1984年発生・無期懲役)
松橋事件 (1985年発生・懲役13年) <small>まつはせ</small>
福井女子中学生殺人事件 (1986年発生・懲役7年)
東住吉事件 (1995年発生・無期懲役)
姫路郵便局強盗事件 (2001年発生・懲役6年)

日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
 TEL 03-3580-9841 (代表) FAX 03-3580-2866
<http://www.nichibenren.or.jp>

えん罪は、
もと た
 元から絶たなきやダメ



えん罪原因究明の
 第三者機関を設置しよう!

JFBA 日本弁護士連合会

なぜなくなる？ 次々に起きるえん罪

みなさんは「^{えんざい}冤罪」という漢字の由来をご存じですか？
兔（うさぎ）という文字がカンムリで囲い込まれた形から、無実の人が誤って捕らえられ、不当に罰せられることを表しているそうです。そんなことは、ごくまれにしか起きない不幸な出来事でしょうか？

しかし、2007年から2012年までの5年間をとっただけでも、足利事件、布川事件、東電OL殺人事件など、多くのえん罪が明らかになっています。（別表参照）

いずれも無期徒刑という重罪が確定し、足利事件の菅家さんは17年半、東電OL事件のゴビンダさんは15年、布川事件の桜井さん、杉山さんにいたっては、29年間も拘留所や刑務所に入れられていました。

再審（裁判のやり直し）が行われると、次々に無実を示す証拠があらわれ、無罪となりました。つまり、有罪と認定した裁判は、明らかに何かが間違っていたこととなります。



布川事件
桜井昌司(左)
杉山卓男(右)

「二度とこうした重大な人権侵害が起きてはならない」えん罪のたびに繰り返される「反省」です。しかし一方いったい、どうして裁判で誤ってしまったのか、何を正せばえん罪が防げるのかについて、今まで十分に語られ、検討されてきたとは、とうてい言えない現実があります。

まず第一に必要なのは、 間違ったことの原因究明



足利事件 菅家利和氏

どうして間違いが起きてしまったのか、事件の最初から、捜査－逮捕－取調べ－起訴－裁判の全経過をたどって綿密に検証しなければ、再発を防ぐための方策を考えることができないのは、自明のことです。

そのためには、これに関わる警察、検察、弁護士、裁判官などすべての関係者が、立場上の利害を超えて、真摯に事実に向き合うことが求められます。これまでも、警察や検察が内部で「検証」や「反省」を行ったとされますが、身内だけの検証では、本当に明らかにすべき欠陥は隠されてしまうのがオチです。

これでは、捜査や裁判に関わる人たちの意識も変わらず、えん罪を生み出している現行の諸制度や関係者の意識改革は不可能です。えん罪は、こうした制度や意識から、つまり元から変えていかなければ、なくすことはできません。

公正な第三者機関を 設置しよう！

こうした改革のためには、個々の事件を掘り下げて調査し、えん罪となった原因を究明し、改革を提言できる、独立した第三者機関が、どうしても必要です。

その機関は、必要な権限をもち、守秘義務などを遵守する、次のような組織となります。

- 必要な知識と経験をもち、公正・公平な調査と判断ができる人たちで構成される。
- 関係者すべてに対し、面談や質問回答を求め、資料の提出を受ける権限などもつ。
- 調査にもとづき、適切な制度改革の提言を行う。

日弁連は、このような第三者機関として、「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」も参考にしつつ、公正・中立な組織（仮称「えん罪原因調査究明委員会」）を国会または内閣に設置することを提言しています。

この実現には、法曹関係者だけでなく、広く市民の皆さまのご理解とご協力が必要不可欠です。

罪のない人が罰せられることのない社会にしていけるために、力をお貸し下さい。



東電OL事件ゴビンダ・マイナリ氏